



宮 崎 県 公 報

平成19年6月4日(月曜日) 第 1884 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更(3件).....(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(2件).....(") 2
- 都市計画事業の変更の認可.....(公園下水道課) 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請... (生活・文化課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見.....(地域産業振興課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可(農村整備課)..... 3

- 落札者等の公告(3件)..... 3

公安委員会規則

- 探偵業の業務の適正化に関する法律第十三条第二項に規定する身分証明書に関する規則..... 4

監査委員告示

- 宮崎県監査委員規程の一部を改正する告示..... 6

雑 報

- 平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について..... 6

正 誤

- 平成19年3月30日付け県公報(号外第29号)中..... 7
- 平成19年3月30日付け県公報(号外第34号)中..... 7

告 示

宮崎県告示第 525号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月4日から平成19年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字下椎葉 511番43地先から同郡同村同大字同字 511番 145地先まで	旧	21.9 ~ 50.2	44.5
				新	69.0 ~ 106.1	

宮崎県告示第 526号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月4日から平成19年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区山三ケ字石塚ノ鼻1140番2地先から同郡同町同区山三ケ同字1140番2地先まで	旧	19.0 ~ 21.0	7.6
				新	19.0 ~ 21.7	

宮崎県告示第 527号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年6月4日から平成19年6月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 3 88号	延岡市北浦町三川内字野々水流1633番1地先から同市同町三川内字赤木2587番	旧	4.6 ~ 10.4 11.2 ~ 16.6	188.5
				新	11.2 ~ 16.6	

2 地先まで

宮崎県告示第 528号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月 4 日から平成19年 6 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字下椎葉 511番43 地先から同郡同村同大字同字 511 番 145地先まで	平成19年 6 月 4 日

宮崎県告示第 529号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月 4 日から平成19年 6 月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字石塚ノ鼻1140 番 2 地先から同郡同町同区山三ヶ同字1140番 2 地先まで	平成19年 6 月 4 日

宮崎県告示第 530号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成15年宮崎県告示第 369号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称

- 宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画下水道事業高岡都市下水道（飯田都市下水道）
- 3 事業施行期間
平成 9 年12月 4 日から平成21年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
なし
使用の部分
変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成 19年 5 月 18日	特定非営利活動法人 N P O きづな	上村 スミ子	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江2086番地24	この法人は、精神障害者が地域で自らが主体的に自立した生活をおくることのできるよう支援するために、障害者共同生活援助事業（精神障害者）を行います。 また、一般市民の精神障害者に対する理解と正しい認識を深めることを目指して、啓発活動や相談に関する事業を行い、全ての人々が暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とします。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 6 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら串間店
串間市西浜 1-15-1

2 意見の概要

特になし

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所

(2) 期間

平成19年6月4日から平成19年7月4日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）から平成19年5月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る調達件名及び数量

L A N用クライアントパソコン賃貸借 697台

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号

3 随意契約の相手を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C リース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

5 随意契約に係る契約金額

73, 621, 800円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る調達件名及び数量

L A N用クライアントパソコン賃貸借 355台

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号

3 随意契約の相手を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C リース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

5 随意契約に関わる契約金額

46, 609, 447円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年6月4日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る調達件名及び数量

小型運転免許証作成システム装置に係る消耗品（単価契約）

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号

3 随意契約の相手を決定した日

平成19年4月2日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 ジャパン・アイディー 東京都港区芝一丁目7番17号

5 随意契約に係る契約金額

番号	品 名	契 約 単 価	調 達 予 定 数 量
1	新規用カード	226, 800	7 箱
2	一般用カード	226, 800	37箱
3	優良用カード	226, 800	40箱
4	インクリボンセット	78, 120	83箱
5	オーバーコートリボン	55, 440	42箱
6	直接撮影機用照明蛍光灯	21, 735	6 箱
7	撮影終了案内表示電球	630	6 箱
8	撮影ボタン	1, 575	6 個
9	プランジャ	1, 575	6 個
10	ゴム付ベアリング	2, 100	6 箱
11	直接撮影機用UPSバッテリー	42, 000	6 個
12	直接撮影機用PCリチウム電池	315	6 個
13	複写撮影機用蛍光灯	9, 240	18箱
14	複写撮影機用UPSバッテリー	42, 000	3 個
15	複写撮影機用PCリチウム電池	315	3 個
16	取り出しローラー	9, 450	12箱
17	サーマルヘッド (Y. M. C)	472, 500	6 箱

18	サーマルヘッド (K)	157, 500	12個
19	クリーニングローラー	5, 250	36箱
20	ヒートランプ300W (C O A T)	4, 725	6 個
21	ヒートランプ300W-2 (U V C)	4, 725	6 個
22	ブラックライト	2, 394	12箱
23	UVランプ	26, 250	12個
24	搬送ベルト (白サイド)	4, 830	6 箱
25	搬送ベルト (白フロア)	11, 340	6 箱
26	ダスクリーンフィルター 1	2, 100	6 箱
27	ダスクリーンフィルター 2	1, 050	6 個
28	ダスクリーンフィルター 3	4, 200	6 箱
29	ダスクリーンフィルター 4	3, 150	6 箱
30	免許証印刷機用UPSバッ テリー	42, 000	6 個
31	免許証印刷機用PCリチウ ム電池	315	6 個
32	システム管理端末用U P S バッテリー	42, 000	3 個
33	システム管理端末用P C リ チウム電池	315	3 個
34	中間サーバー UPSバッテ リー	42, 000	1 個

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

公安委員会規則

探偵業の業務の適正化に関する法律第十二条第二項に規定する身
分証明書に関する規則をここに公布する。

平成十九年六月四日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文雄

宮崎県公安委員会規則第十二号

探偵業の業務の適正化に関する法律第十二条第二項に規定す
る身分証明書に関する規則

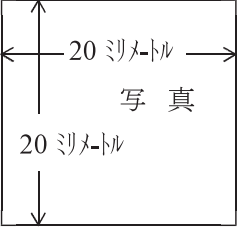
探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)
第十二条第二項に規定する警察職員の身分を示す証明書の様式は別
記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(表)

	第 号
身 分 証 明 書	
	官 職 氏 名
<p>上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第 13 条第 1 項の規定による 立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県公安委員会 印</p>	
85.6 ミリメートル	
54 ミリメートル	

(裏)

探偵業の業務の適正化に関する法律 (抜粋)

(報告及び立入検査)

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～四 略

五 第13条第 1 項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

監査委員告示

宮崎県監査委員規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成十九年六月四日

宮崎県監査委員

宮崎県監査委員告示第一号

宮崎県監査委員規程の一部を改正する告示

宮崎県監査委員規程(平成四年宮崎県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

第二条 代表監査委員に事故があるとき又は欠けたときは、他の識見を有する委員がその職務を代理する。この場合において、他の識見を有する委員に事故があるとき又は欠けたときは、議員である委員のうちからあらかじめ代表監査委員が指定した委員がその職務を代理する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

雑 報

平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定に基づく宮崎県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月4日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 三 澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日(日曜日) 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

受験申込み受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成19年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成19年7月2日(月曜日)から平成19年7月17日(火曜日)まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)

イ 申込期間

平成19年7月2日(月曜日)午前9時30分から平成19年7月17日(火曜日)午後9時59分まで

ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。)を入力する。

(イ) 写真ファイル(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料

7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担とする。)

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間

平成19年7月2日(月曜日)から平成19年7月31日(火曜日)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(イ) 配布場所

財団法人宮崎県建築住宅センター並びに宮崎県西臼杵支庁及び各土木事務所

イ 申込期間

平成19年7月2日(月曜日)から平成19年7月31日(火曜日)までの消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書をはったもの)

(イ) 写真 一葉(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの)

(ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)と(イ)に加えて登録講習修了者証明書(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

エ 受験手数料 7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)

オ 郵送先及び郵送方法

財団法人宮崎県建築住宅センター(宮崎市恒久一丁目7番地14)あて配達記録郵便で申し込むこと

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日(水曜日)

(2) 発表の方法

県庁正面掲示場及び財団法人宮崎県建築住宅センターでの合格者一覧表の掲示並びに本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

財団法人宮崎県建築住宅センター

電話(0985)50-5573

正 誤

平成十九年三月三十日付け県公報(号外第三十九号)中

ページ	段	行	誤	正
六	下	四十八	事務史員、又は「技術史員	事務吏員、又は「技術吏員
六	下	四十九	検査史員	検査吏員
六	下	五十	検査史員	検査吏員
六	下	五十一	森林組合検査史員証	森林組合検査吏員証
六	下	五十三	検査史員	検査吏員
六	下	五十四	検査史員	検査吏員
七	上	二	検査史員	検査吏員
七	上	二	を「行なつては」	を「行つては」
七	上	四	検査史員	検査吏員
七	上	八	検査史員	検査吏員
七	上	十	検査史員	検査吏員
七	上	十一	検査史員	検査吏員
七	上	十三	検査史員	検査吏員
七	上	十四	森林組合検査史員証	森林組合検査吏員証
七	上	十五	行なう史員	行なう吏員

平成十九年三月三十日付け県公報(号外第三十四号)中

ページ	段	行	誤	正
一	下	二十五	「審議会」	「評議会」